

商工こすど

かわら版

第190号
小須戸
商工会

〔4月の
花〕
さくら



第五十六回通常総会

開催予定のお知らせ

第五十六回小須戸商工会通常総会
は、次の日程にて開催予定です。後
日、正式にご案内いたします。

たぐさんの会員の皆様のご出席を
お待ちしております。

◎日時：平成二十八年

五月二十四日（火）午後二時～

◎会場：小須戸商工会館三階会議室

「小須戸まぢめり手形」 参加店募集について

小須戸商工会商業活性化委員会では、
平成二十三年度から続く商店街の活性
化対策として、今年度は小須戸まぢめ
り手形《まぢめり手形》・夏場所《
まぢめり手形》を発行します。発行にあたり、参加店
を募集いたしますので、ぜひお申し込
みください。

【内容】

各お店のお客様に対するサービスや
割引の掲載されたパスポートを制作し、
旧小須戸町全世帯に配布します。さら
に期間中はスタンプラリーを実施し、
集めたスタンプ数に応じてもれなく参
加店共通商品券をプレゼントします。

【開催期間】

平成二十八年七月一日（金）

～九月三十日（金）

【参加費】

無料（ただし、お客様に対する割引
やサービスは各お店で企画し、その分
は各お店で負担してください。）

【申込方法】

同封の申込書で平成二十八年四月二
十日（水）までにお申し込みください。

平成二十八年年度

新潟市制度融資の改正について

新潟市で中小企業のために行って
いる新潟市制度融資について、平成
二十八年年度の改正がありましたので

「ご案内いたします。紙面の関係上、
一部のみご紹介いたします。詳細は
商工会までお問い合わせください。」

中小企業開業資金

（支援創業関連保証）の新設

新潟市特定創業支援事業の支援を
受けて中小企業開業資金（支援創業
関連保証）を借入れる方に対し、三
年間の利子全額を市が負担します。

※支援創業関連保証とは：

県信用保証協会の創業者向けの保
証制度。新潟市の創業支援事業計画
に定める特定創業支援事業の支援を
受け、市が発行する証明書を有する
方が対象となります。また、特定創
業支援事業とは、「経営・財務・販路
拡大・人材育成」の4つの知識を、
市が指定するセミナー等で習得して
いただくものです。

中小企業開業資金の

融資期間を延長

開業資金の融資期間は融資条件に
より異なりましたが、運転資金

小規模事業者持続化補助金の

募集を受け付けています

前月までご案内いたしました、
商工会では小規模事業者持続化補助
金の申請を受け付けています。詳細
は今回同封したチラシをご覧ください。

経営計画作成セミナーの

開催について

新潟県商工会連合会では、来年四
月に導入が予定される消費増税・軽
減税率に影響されない健全な経営を
保つための経営計画書を作成するセ
ミナーを開催します。

【日時】

平成二十八年四月十八日（月）

平成二十八年四月二十一日（木）

いずれも午後一時三十分

～四時三十分

【会場】

新潟県商工会館 七階会議室

【内容】

- ・消費税転嫁対策（事業収益の確保、
事業資金の管理など）について
- ・軽減税率制度の概要
- ・顧客ニーズと市場の動向

は七年以内（据置一年以内）、設備資
金は十年以内（据置二年以内）に統
一されました。

- ・売上アップのための経営計画作成の意義
- ・経営計画立案の考え方、進め方
- ・自社の提供する商品、サービスの強み
- ・経営方針、目標と今後のプラン など

【定員】

五十名

【対象者】

小規模事業者

※常時雇用する従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は五名以下、建設業・製造業・その他（サービス業のうち宿泊業・娯楽業を含む）は二十名以下の事業者

【申込方法】

同封のチラシで新潟県商工会連合会までお申し込みください。

地域商店魅力アップ応援事業の1)案内

新潟市では地域商業全体の活性化を図ることを目的として、集客向上や売上増加のために地域の商店が実施する魅力づくりを支援します。

【対象者】

1. 市内で小売業、飲食業、生活関連サービス業のいずれかを営んで

いるもの

2. 申請日以前に一年以上継続して同一店舗にて同一事業を営んでいる者
3. 店舗にて常時使用する従業員数が五名以下の店舗または売上面積250㎡以下の店舗（両方に該当する店舗も可）
4. 初めて当補助金を活用する店舗であること
5. 国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一目的の支援を受けていない者
6. 市税を完納している者
7. 建築基準法、食品衛生法、その他関係法令に違反していない店舗であること

※七項目全ての要件を満たす必要がありません。

【対象事業】

店舗の魅力向上を図るために必要な**改装工事や備品購入**（ただし、下記に該当する場合でも対象とならない工事、備品もありますのでお問合せ下さい。）

1. 店舗の新築、移転に伴う工事、備品購入ではないこと
2. 補助対象経費の総額が十五万円以上であること
3. 補助対象経費となる取得価格が、一点あたり三万円以上の備品の購入であること

4. 改装工事の発注先、備品の購入先が市内業者であること

※四項目全てを満たす必要があります。補助対象経費は、消費税課税事業者の場合、消費税等仕入控除税額を除いた額です。

【補助金額】

補助対象経費の三分の一

（上限百万円）

【申請受付期間】

平成二十八年四月一日（金）～

※先着順に受付し、申請総額が予算額に達し次第、受付を終了します。

【その他】

要件や手続きの詳細については、同封のチラシをご覧ください。お問い合わせ・書類提出は店舗が所在する区の区役所または新潟市商業振興課です。秋葉区に店舗がある方は

秋葉区産業振興課商工観光係

（〇二五〇・二五・五六八九）

平成二十八年度

各種保険料率のお知らせ

各種保険料率についてお知らせします。

【雇用保険料率】

現在のところ、平成二十七年度から変更はありませんが、雇用保険料率を引き下げるための法律案を国会に提出しているため、雇用保険料率

が変更となる可能性があります。変更となった場合は改めてご案内いたします。

【労災保険料率】

平成二十七年四月一日から改定となっておりますので平成二十八年年度更新手続きの際にご確認ください。一般拠出金率は、昨年と変わらず千分の〇・〇二です。

【全国健康保険協会の保険料率】

- 平成二十八年三月分（四月納付分）
- ・新潟県の健康保険料率 九・七九％
- （前年度九・八六より引き下げ）
- ・介護保険料率 一・五八％
- （前年度より据置）
- ・厚生年金保険料率 一七・八二八％
- （一般）
- （坑内員・船員） 一七・九三六％

中小企業庁委託事業

「ミラサポ」の紹介

中小企業・小規模事業者の未来をサポートするインターネットサイト「ミラサポ」をご紹介します。会員登録を行っていただくと、中小企業施策を配信するメールマガジン、無料で利用できる専門家派遣などをご利用いただけますので活用ください。詳細は「ミラサポ」で検索、または <http://www.mirasapo.jp/>。